

クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 新旧対照表

令和3年10月21日作成

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>1 はじめに 第1段落目 新型コロナウイルスは、人類の生命、財産、そして社会経済に大打撃を与え、公衆衛生の危機をもたらす等、未曾有の大被害を日本のみならず世界全体にもたらしています。クラシック音楽は世界共通の音楽芸術として、今まさに世界規模の危機に立たされています。</p>	<p>1 はじめに 第1段落目 新型コロナウイルスは、人類の生命、財産、そして社会経済に大打撃を与え、公衆衛生の危機をもたらす等、未曾有の大被害を日本のみならず世界全体にもたらしています。発生から一年半を経過した今も尚、新たな変異株の発生や、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出・解除される等、先行きが見通せない状況が続いており、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、これまでの感染防止策等をさらに深化させる必要があります。</p>	
<p>1 はじめに 第2段落目 本ガイドラインは、国の方針を踏まえ、第一弾として策定された劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等を参考に、クラシック音楽公演の活動再開に向けたガイドラインとして実施すべき基本的事項を整理したものです。</p>	<p>1 はじめに 第2段落目 本ガイドラインは、国の方針を踏まえ、第一弾として策定された劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等を参考に、クラシック音楽公演の活動再開に向けたガイドラインとして実施すべき基本的事項を整理したものです。引き続き、一定の感染が続くことを踏まえ、適切な感染防止対策を図りつつ、クラシック音楽の持つ力が心豊かな社会の実現につながる事を願い、その使命と社会的役割を認識する必要があります。</p>	

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>2 本ガイドラインの位置付け 第1段落目 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。</p>	<p>2 本ガイドラインの位置付け 第1段落目 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年8月17日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、」は削除</p>
<p>2 本ガイドラインの位置付け 第6段落目 今般、政府では、催物の開催制限の緩和についての目安を提示し、感染防止策の徹底を前提に、1)収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2)収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとされました(「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡))。</p>	<p>(旧 第6段目は全て削除)</p>	
<p>2 本ガイドラインの位置付け 第7段落目 公演等の開催に当たって、この緩和措置を適用するためには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保されるとともに、本ガイドラインに基づく取組みを行う旨ウェブサイト等で公表する必要があります。</p>	<p>2 本ガイドラインの位置付け 第6段落目 公演等の開催に当たって、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底するとともに、本ガイドラインに基づく取組みを行う旨ウェブサイト等で公表する必要があります。</p>	<p>「この緩和措置を適用するためには、」と「ことが担保される」を削除</p>

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
3 感染防止のための基本的な考え方 第3段落目 感染対策を徹底して行う必要があることも十分に認識する必要があります。	3 感染防止のための基本的な考え方 第3段落目 感染対策を徹底して行う必要があることも十分に認識するとともに、 公演活動に従事する者の感染リスク及び重症化リスクを減らすため、ワクチン接種を強く推奨し、接種に向けた環境を整備する 必要があります。	
4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (1) 手洗い・手指の消毒を 励行 するとともに、入場口付近及び各所に手指消毒剤を設置し、使用を促す。なお、消毒 液 は、当該場所に最適なものを用いるようにする必要があります。(以下、消毒に関する記載において同じ。)	4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (1) 手洗い・手指の消毒を 徹底 するとともに、入場口付近及び各所に手指消毒剤を設置し、使用を促す。なお、消毒 方法 は、 厚生労働省ホームページを参照のうえ 、当該場所に最適な 方法 を取るようにする必要があります。(以下、消毒に関する記載において同じ。)	
4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (3) マスクを忘れたお客様及び出演者等に対して配布や販売可能なマスクを準備する。	4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (3) マスクを忘れたお客様及び出演者等に対して配布や販売可能な 適切なマスク(不織布マスクを推奨する) を準備する。	
4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (記載なし)	4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (4) マスク未着用や大声を出されるお客様には個別に注意するスタッフを配置し、スタッフの指示に従わないお客様にはご退場いただくよう要請する。	
4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (4) 接客や対面での案内を行うスタッフには、お客様と十分な間隔(概ね1m以上)を取るとともに、マスクを着用させ、必要に応じて フェイスシールド や手袋も使用させる。	4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (5) 接客や対面での案内を行うスタッフには、お客様と十分な間隔(概ね1m以上)を取るとともに、マスクを 正しく常時 着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。	「フェイスシールドや」は削除
4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (5) 対面販売を行うブース等には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。	4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (6) 対面販売を行うブース等には、 換気に注意をしたらう えて透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。	
4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (7) トイレについては、不特定多数が触れる場所は清掃・消毒を行い、 ハンドドライヤーは使用禁止とする 。	4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (8) トイレについては、不特定多数が触れる場所は 定期的かつこまめな 清掃・消毒を行い、 ペーパータオルの設置を推奨する 。	「ハンドドライヤーは使用禁止とする」は削除

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (8) 不特定多数の人が触れる箇所(扉、蛇口、手すり、エレベーターボタン、テーブル、椅子等)は、定期的に消毒する。</p>	<p>4ノ第1章ノ1. 施設管理者との調整 (9) 不特定多数の人が触れる箇所(扉、蛇口、手すり、エレベーターボタン、エスカレーターのベルト、テーブル、椅子等)は、定期的かつこまめに消毒する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (3) 会場内ではマスクの常時着用を徹底し</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (3) 会場内では適切なマスクを鼻にフィットさせた正しい常時着用を徹底し</p>	
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (5) 来場前に検温し、次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。その際に来場出来ない方が不利益を被らないよう、当面の間のチケット代金全額の払い戻し等の対応を検討する等、お客様に対し来場を控えていただくケースを事前に十分周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (5) 来場前に検温し、次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。その際、チケット代金の払い戻し等の条件については、発売前に告知する等、お客様に対し来場を控えていただくケースを事前に十分周知する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (6)新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)(自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)について公演チラシ、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト、公演当日の会場等に掲載し、来場者に利用を促す。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (6)新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)(自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む)について公演チラシ、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト、公演当日の会場等に掲載し、来場者に利用を促す。接触確認アプリを機能させるため、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることを推奨する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (7) 交通機関や飲食店等の分散利用や、公演前後の交通機関利用時等における感染防止に努めるよう注意喚起する。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (7) 交通機関の分散利用や、公演前後の飲食・会合の抑制等、感染防止に努めるよう注意喚起する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 その際お客様から氏名及び緊急連絡先の情報を取得し必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事、又、前項2(5)に記載の入場制限とそれに伴うチケット代金の払い戻しについて周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 その際お客様から氏名及び緊急連絡先の把握に努めるとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事、又、前項2(5)に記載の入場制限とそれに伴うチケット代金の払い戻し等の条件について周知する。</p>	

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (2) チケット販売の窓口スタッフにマスク、 必要に応じてフェイスシールドを着用させ、 必要に応じて手袋も使用させる。	4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (2) チケット販売の窓口スタッフに 適切な マスク、必要に応じて手袋も使用させる。	「必要に応じてフェイスシールドを着用させ、」は削除
4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (3) 対面でチケット販売を行う場合は、透明ビニールカーテンや フェイスシールド、又は アクリル板等を設置する。	4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (3) 対面でチケット販売を行う場合は、 換気に配慮したうえで 透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する。	「フェイスシールド、又は」は削除
4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (5) 不特定多数の人が触れる箇所を 頻繁 に消毒するよう、チケット販売窓口スタッフに周知徹底する。	4ノ第1章ノ3. チケット販売と発券 (5) 不特定多数の人が触れる箇所を 定期的かつこまめ に消毒するよう、チケット販売窓口スタッフに周知徹底する。	
4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (5) 入場時マスクを着用していないお客様には、マスクの着用を求め、配布や販売できるマスクを準備する。	4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (5) 入場時マスクを着用していないお客様には 個別に注意し、施設内でのマスクの正しい常時着用 を求め、配布や販売できる 適切な マスクを準備する。	
4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (9) チケットもぎりのスタッフにマスク、必要に応じて フェイスシールド、 手袋も使用させる。	4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (9) チケットもぎりのスタッフにマスクを 正しく常時着用させ、 必要に応じて手袋も使用させる。	「フェイスシールド、」は削除
4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (10) クロークスタッフにマスク、必要に応じて フェイスシールド、 手袋を着用させる。可能であれば、利用者を最小限とすることを周知する。	4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (10) クロークスタッフにマスクを 正しく常時着用させ、 必要に応じて手袋を着用させる。可能であれば、利用者を最小限とすることを周知する。	「フェイスシールド、」は削除
4ノ第1章ノ5. 客席 (1) 入場者と座席が確認できる よう原則として指定席とするなど、感染者が発生した場合に速やかに対応できるよう備える。	4ノ第1章ノ5. 客席 (1) 来場者の配席についてはできるだけ 指定席とするなど、感染者が発生した場合に速やかに対応できるよう備える。	

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ5. 客席 (3) 来場者による大声での歓声や・声援等がないことを前提とした公演である場合、地域の感染の収束状況、公演の形態・内容、上演時間、観客層等を総合的に判断し、感染リスクが低いと判断される公演については、収容定員までの配席数(収容率100%以内)とすることができる。</p>	<p>4ノ第1章ノ5. 客席 (3) 国の事務連絡や各都道府県の要請を前提とし、地域の感染の収束状況、公演の形態・内容、上演時間、観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声や・声援等がないことを前提とした公演である場合、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数とすることができる。</p>	<p>「総合的に判断し」「感染リスクが低いと判断される公演については」「(収容率100%以内)」は削除</p>
<p>4ノ第1章ノ5. 客席 (4) ブラボー等の大声での声援は行わない事を徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出すお客様がいた場合、個別に注意等を行う。</p>	<p>4ノ第1章ノ5. 客席 (4) ブラボー等の大声での声援は行わない事を徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出すお客様がいた場合、個別に注意等を行う。スタッフの指示に従わないお客様にはご退場いただくよう要請する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1) 開場時及び休憩時間 ・マスクの着用について注意喚起・徹底する。会話は必要最低限に留め、自席で静かに過ごすよう周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1) 開場時及び休憩時間 ・マスクの正しい常時着用について注意喚起・徹底する。会話は必要最低限に留め、自席で静かに過ごすよう周知する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1) 開場時及び休憩時間 (中略) 飛沫感染のリスクを高めるため、自粛いただくことを徹底する。</p>	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (1) 開場時及び休憩時間 (中略) 飛沫感染のリスクを高めるため、自粛いただくことを徹底する。 ・トイレでは、十分な間隔(最低1m)を空けて整列するよう周知する。</p>	<p>「(3)トイレ」の項目を削除し、こちらに統合</p>
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場 飲食を提供する場合は、アルコールの提供は避け、接触を控える観点から以下のように対策を徹底する。</p>	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場 飲食を提供する場合は、接触を控える観点から以下のように対策を徹底する。</p>	<p>「アルコールの提供は避け、」を削除</p>

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を提供する場合は、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔(概ね1m以上)となるよう座席を配置する。 ・ 現金の取り扱いをできるだけ避けるため、キャッシュレス決済を推奨する。 	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食を提供する場合は、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔(概ね1m以上)となるよう座席を配置する。 ・ 飲食時に会話をする場合はマスクを必ず正しく着用するよう周知する。 ・ 現金の取り扱いをできるだけ避けるため、キャッシュレス決済を推奨する。 	
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食後のごみはお持ち帰りいただくことを推奨する。 	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食後のごみはビニール袋に入れて密閉して縛り、お持ち帰りいただくことを推奨する。 	
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場 (記載なし)</p>	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類を提供する場合は過度な飲酒の自粛を呼びかける。酒類提供は特定都道府県の会場では自粛。まん延防止等重点措置地域では上記感染防止策を講じた上で提供可だが、感染拡大地域における国の目安に留意する。その他の地域については飲食時間の短縮・限定により提供時間を制限する。 	
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (3) トイレ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレでは、十分な間隔(最低1m)を空けて整列するよう周知する。 ・ トイレのハンドドライヤーは使用禁止とし、ハンカチの持参使用を周知する。 ・ トイレの使用後は、蓋を閉じてから流すよう周知する。 	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (「(3)トイレ」の項目は全て削除)</p>	<p>「(3)トイレ」の項目は全て削除。十分な間隔に関する記述のみ、「(1)開場時及び休憩時間」の末尾に移動。</p>
<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンコール曲は会場内に掲示せずウェブサイトで周知する。 	<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様の密集を防ぐため、アンコール曲は会場内に掲示せずウェブサイトで周知する。 	

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2) 物品販売 ・スタッフがマスク、必要に応じてフェイスシールド、手袋を着用することを周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2) 物品販売 ・スタッフがマスク、必要に応じて手袋を着用することを周知する。</p>	<p>「フェイスシールド、」は削除</p>
<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2) 物品販売 ・対面販売の場合、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。</p>	<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (2) 物品販売 ・対面販売の場合、換気に注意をしたうえで透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ8. 当日、感染が疑われる人が出たときの対応 (2) 対応するスタッフは、マスクやフェイスシールド、手袋を着用のうえ発熱者との接触を避けて対応する。</p>	<p>4ノ第1章ノ8. 当日、感染が疑われる人が出たときの対応 (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ発熱者との接触を避けて対応する。</p>	<p>「フェイスシールド、」は削除</p>
<p>4ノ第1章ノ8. 当日、感染が疑われる人が出たときの対応 (4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整えとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を事前に周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ8. 当日、感染が疑われる人が出たときの対応 (4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整えとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を事前に周知する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防対策として、以下のことを徹底する。また、これらの対策については、本人のみならず、その同居する家族等についても重要であることを周知する。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防対策として、以下のことを徹底する。また、これらの対策については、本人のみならず、その同居する家族等についても重要であることを周知する。なお、事務所等の執務環境における感染防止策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公立文化施設協会 https://www.zenkoubun.jp/covid_19/)の「5.(2)従事者に関する感染防止策」を参照のこと。</p>	

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (1) マスク着用を徹底するとともに、マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (1) 適切なマスクを鼻にフィットさせた正しい着用を徹底するとともに、マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (9) 公演又はリハーサル開始までの2週間に、次のいずれかの症状又は事象がある出演者は自宅待機とし、PCR検査の受診を促し、医師又は関係機関に相談し、その判断に基づき、主催者は出演の可否を決定する。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (9) 次のいずれかの症状又は事象がある出演者及びスタッフは自宅待機とし、適切なタイミングでのPCR検査の受診を促し、医師又は関係機関に相談し、その判断に基づき、主催者は公演参加の可否を決定する。</p>	<p>「公演又はリハーサル開始までの2週間に、」を削除(職場における日常業務期間中の対応も含めるため)</p>
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (9) ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者として通知された。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (9) ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者として通知された、又は濃厚接触者として通知される可能性がある。</p>	
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (記載なし)</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (10) 出演者・スタッフが職場・稽古場・公演会場等にて体調不良等を訴えた場合に備え、業態・雇用形態上、抗原簡易キットの導入が可能な事業所においては、抗原簡易キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、PCR検査の受診を促し、さらに濃厚接触の可能性のある者にも検査を促す等の対応を検討する。 なお、抗原簡易キットの準備にあたっては、令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」(以下)を参照のこと。 https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf</p>	
<p>4ノ第2章ノ2. 練習・稽古における感染予防対策 (5) 機器や手すり・ドアノブ等の特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行う。</p>	<p>4ノ第2章ノ2. 練習・稽古における感染予防対策 (5) 機器や手すり・ドアノブ等の特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的かつこまめに行う。</p>	

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3) ・ 舞台、音響、照明等の機材や備品等の取扱者 ② マイクロフォンなど複数名が使用する機材のこまめな消毒 ③ ピアノ等会場備付の楽器のこまめな消毒</p>	<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3) ・ 舞台、音響、照明等の機材や備品等の取扱者 ② マイクロフォンなど複数名が使用する機材の消毒 ③ ピアノ等会場備付の楽器の消毒</p>	<p>「こまめな」を削除</p>
<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3) ・ 会場内の清掃担当者</p>	<p>4ノ第2章ノ3. 関係者との連携体制の構築 (3) ・ 会場内の清掃担当者 ③ ごみ回収スタッフの感染予防対策(マスクや手袋の正しい着用、回収後の手洗い・手指消毒) など</p>	<p>③を新設</p>
<p>4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (1) 公演当日及びリハーサル当日は会場入りする前に自宅等で検温し、平熱と比べて高い発熱がある場合、及び体調不良の症状(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある場合)があった場合は自宅待機とし、PCR検査の受診を促し公演主催者の指示を受ける。</p>	<p>4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (1) 公演当日及びリハーサル当日は会場入りする前に自宅等で検温し、平熱と比べて高い発熱がある場合、及び体調不良の症状(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある場合)があった場合は自宅待機とし、受診を促し公演主催者の指示を受ける。</p>	<p>「PCR検査の」を削除</p>
<p>4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (2) マスク着用を徹底し、マスク着用下においても咳をする時には腕で口顔を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。会場入りに際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、マスク着用を求め、配布や販売できるマスクを準備する。</p>	<p>4ノ第2章ノ4. 当日の会場入りの際の対策 (2) 適切なマスクの正しい着用を徹底し、マスク着用下においても咳をする時には腕で口顔を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。会場入りに際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、施設内では原則としてマスクの着用を求め、配布や販売できる適切なマスクを準備する。</p>	

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・鍵盤楽器、管弦打楽器</p> <p>② 舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距離について、舞台前方で管楽器の演奏を行う場合は最低でも舞台から水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。それが困難な場合は、アクリル遮蔽板の設置などの同等の効果を有する措置を実施する。</p>	<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・鍵盤楽器、管弦打楽器</p> <p>② 舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距離について、舞台前方で管楽器の演奏を行う場合は最低でも演奏位置から水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。それが困難な場合は、アクリル遮蔽板の設置などの同等の効果を有する措置を実施する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・鍵盤楽器、管弦打楽器</p> <p>③ 演奏上または表現上の理由により演奏者間を従来の間隔で演奏する場合は、舞台上の換気の確保により一層留意する、練習時に楽器用マスクやアクリル遮蔽板を使用する、リードを単体で吹いたり水抜きの際は布などで飛沫飛散を防ぐ、など複数の手法を組み合わせることで感染リスクを下げるよう努める。なお水抜きの布などは適切に消毒し処分する。</p>	<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・鍵盤楽器、管弦打楽器</p> <p>③ 演奏上または表現上の理由により演奏者間を従来の間隔で演奏する場合は、舞台上の換気の確保により一層留意する、練習時に換気に注意をしたうえで楽器用マスクやアクリル遮蔽板を使用する、リードを単体で吹いたり水抜きの際は布などで飛沫飛散を防ぐ、など複数の手法を組み合わせることで感染リスクを下げるよう努める。なお水抜きの布などは適切に消毒しビニール袋に入れ密閉して持ち帰る。</p>	
<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・鍵盤楽器、管弦打楽器</p> <p>④ 指揮者・演奏者は舞台上で会話をする際はマスクを着用する、もしくは、2m以上の距離を確保する。</p>	<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・鍵盤楽器、管弦打楽器</p> <p>④ 指揮者・演奏者は舞台上で会話をする際はマスクを正しく着用する、もしくは、2m以上の距離を確保する。</p>	

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・声楽 ・声楽</p> <p>①舞台から客席最前列までの距離について、最低でも水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。また、歌唱位置から客席最前列までの距離について、水平距離で最低でも3m以上の距離を置く。これらが困難な場合には、アクリル遮蔽板の設置などの同等の効果を有する措置を講ずる。</p>	<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・声楽 ・声楽</p> <p>①歌唱位置から客席最前列までの距離について、水平距離で最低でも3m以上の距離を置く。これらが困難な場合には、換気に注意をしたうえでアクリル遮蔽板の設置などの措置を講ずる。</p>	<p>「舞台から客席最前列までの距離について、最低でも水平距離で2m以上の距離を置くよう努める。また、」 「同等の効果を有する」 は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・声楽 ・声楽</p> <p>③合唱が出演する公演では、概ね60名以下の歌手が原則として同一方向を向き、演奏途中で移動しないことを前提に、列の間が最低でも1mの市松模様状となるよう編成する。これらが困難な場合には、マスクの着用等と、それらに応じた適切な対人距離を確保するなどの同等の効果を有する措置を講ずる。</p>	<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3)・声楽 ・声楽</p> <p>③合唱が出演する公演では、概ね60名以下の歌手が原則として同一方向を向き、演奏途中で移動しないことを前提に、列の間が最低でも1mの市松模様状となるよう編成する。これらが困難な場合には、マスクの正しい着用等と、それらに応じた適切な対人距離を確保するなどの同等の効果を有する措置を講ずる。</p>	
<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (1) リハーサル中は、演奏者・スタッフは会話をする場合にはマスクを着用する。マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。会話する際はマスクを着用していなければ十分な距離を確保する。</p>	<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (1) リハーサル中は、演奏者・スタッフは会話をする場合には適切なマスクを正しく着用する。マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。会話する際はマスクを着用していなければ十分な距離を確保する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (5) 舞台上でのセッティングにあたっては、演者が発声する・激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う場合は舞台から観客との間隔を水平距離で2m以上とする。演奏形態によっては2m以上の距離を確保する等、芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。</p>	<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (5) 舞台上でのセッティングにあたっては、演者が発声する・激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う場合は第2章5. (3)を参照のうえ適切な距離を確保する等、芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。</p>	

旧(令和2年12月1日策定版)	新(令和3年10月21日策定版)	備考
4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 舞台裏、控室・楽屋等の利用については不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行うと共に原則として換気を行い、	4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 舞台裏、控室・楽屋等の利用については不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的かつこまめに行うと共に原則として常時換気を行い、	
4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (3) 舞台裏、控室・楽屋では、マスクの着用を徹底する。	4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (3) 舞台裏、控室・楽屋では、適切なマスクの正しい常時着用を徹底する。	
4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (8) 飲食後のごみは持ち帰りとすることを推奨する。 (9) トイレ ・トイレでは、十分な間隔(最低限1m)を空けて整列するよう周知する。 ・トイレのハンドドライヤーは使用禁止とし、ハンカチの持参使用を周知する。 ・トイレの使用後は、蓋を閉じてから流すようにする。	4ノ第2章ノ7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策 (8) 飲食後のごみはビニール袋に入れて密閉して縛り、持ち帰りとすることを推奨する。 (9) トイレでは、十分な間隔(最低限1m)を空けて整列するよう周知する。	「・トイレのハンドドライヤーは使用禁止とし、ハンカチの持参使用を周知する。 ・トイレの使用後は、蓋を閉じてから流すようにする。」は削除
4ノ第2章ノ8. 出演者やスタッフで感染が疑われる人が出たときの対応 (1) 体調不良者にマスクを着用させ、速やかに別室へ案内し、隔離する。	4ノ第2章ノ8. 出演者やスタッフで感染が疑われる人が出たときの対応 (1) 体調不良者に適切なマスクを正しく着用させ、速やかに別室へ案内し、隔離する。	